

2008年5月28日

三重県知事 野呂 昭彦様

放射能のゴミはいらない！市民ネット・岐阜

代表 兼松秀代

四日市再生・公害市民塾

代表 中田悌夫

くらし しぜん いのち 岐阜県民ネットワーク

代表 寺町知正

放射線量の測定値を改ざんして処分したアイアンクレーに対する申入書

私たちは岐阜県に住み石原産業のフェロシルト問題に取り組み、不法投棄されたフェロシルトの速やかな撤去を目指して活動している市民団体と、石原産業四日市工場がある地元で公害問題に取り組んでいる市民団体です。

私たちがフェロシルト撤去を求めた発端はフェロシルトにチタン鉱石由来のウランやトリウムが含まれていたためです。岐阜県がフェロシルトから六価クロムやフッ素が溶出していることを突き止め、石原産業に自主撤去を開始させ、さらに六価クロムやフッ素汚染がフェロシルト由来であることを確認し、産業廃棄物の不法投棄事件として刑事告発し、裁判が終了しました。

しかし私たちが最も問題にしていた放射線について岐阜県と三重県は、フェロシルトが不法投棄された場所の放射線量率が $0.14 \mu\text{Gy/h}$ (1mSv/年) 以下であるとして、放置し続けてきました。

ところが石原産業が2008年5月14日の「コンプライアンス総点検」報告で1998年から2004年にかけてチタン廃棄物・アイアンクレーの放射線量率測定値を改ざんして処分していたと公表しました。石原産業の利益のために長期にわたり意図的に改ざんしたもので、企業に対する社会的信頼を大きく損ない、1991年6月6日の四省通達を踏みにじる悪質な行為です。

それにもかかわらず2008年5月20日の野呂知事記者会見のテキスト版では「5月8日に第2回目の測定をやりましたけれども、覆土等によりまして、全て自主管理値以下であることを確認いたしているところでございます。」と語っています。これは「チタン鉱石問題に関する対応方針」(1991年6月6日の4省通達。以下「対応方針」とします。)の自主管理値(処分場に持ち出す際の基準)を誤解しています。対応方針は産業廃棄物処分場やその敷地境界で $0.14 \mu\text{Gy/h}$ を超えなければよしとしているではありません。対応方針は $0.14 \mu\text{Gy/h}$ を超えるチタン廃棄物の持ち出しを禁じています。対応方針により石原産業は $0.14 \mu\text{Gy/h}$ を超えたチタン廃棄物は処分場に持ち出すことができず、結果として敷地内に保管することになります。しかし石原産業は保管し続けることを避けるために、測定値を改ざんしてまで工場から産業廃棄物処分場に持ち出して処分し、それが「虚偽報告」であり、対応方針に反するとして「コンプライアンス総点検」で不正事項として報告したのです。野呂知事は対応方針とアイアンクレーの測定値改ざんの意味をもう一度確認される必要があります。

一方、三重県は石原産業のチタン廃棄物を立入検査して放射線量率の測定ができる立場にありながら、実施してきたでしょうか。三重県はフェロシルトに関して放射線の測定をしていません。四日市喘息、硫酸垂れ流し事件、フェロシルト不法投棄事件を引き起こした石原産業という企業を厳しく監督および指導をしてこなかった三重県の責任は重大です。その結果が三重県のフェロシルトリサイクル認定や今回の法令違反問題に象徴されています。

環境省は1991年6月6日衛産25「チタン鉱石問題に関する最終的措置について」(環境省産業廃棄物対策室長名でチタン製造事業所のある府県及び政令指定都市産業廃棄物主管部(局)長宛。以下、「通知」とします。別添：環境省より入手した通知資料一式)の3には「万一特定チタン廃棄物であることが判明した場合には、チタン製造事業者の責任において回収等必要な措置を講ずることを指導すること。」と、今回のような場合の対応を明記しています(特定チタン廃棄物：通知1項より0.14 μ Gy/hを超えるチタン廃棄物が特定チタン廃棄物です)。

三重県はこの環境省の1991年6月6日衛産25通知に従い、早急に石原産業に回収させ、かつ管理させ行政としての責任を果たし信頼を取り戻すべきです。よって以下、申し入れます。

記

三重県は環境省の1991年6月6日衛産25通知の3に従い、測定値を改ざんして処分したアイアンクレーを早急に石原産業に回収させ、かつ管理させること。

以上